

第11節 土地利用対策

交通の過度な集中による自動車交通公害、人口の集中、市街地の無秩序な拡大等に伴う自然浄化機能の低下による汚濁負荷の増大など、不適正な土地利用は、様々な公害を引き起こすおそれがある。このため、発生源に対する規制や公害防止施設の整備改善のみならず、公害の未然防止、良好な生活環境の保全等の観点から適切な土地利用対策が不可欠である。

本県の土地利用においては、今後、社会経済諸活動の成熟化等に伴い、全体としては土地利用転換圧力が低下するものと見通されるものの、当地域が自然的、経済的条件に恵まれ、人口、産業等の高度集積地域であることから、農用地や森林の住宅等への転換が進んでいくことが見込まれる。このようなことから、今後、当地域の土地利用にあたっては、兵庫県国土利用計画、兵庫県土地利用基本計画、「ひょうご都市整備基本方針」等県土の利用について定めた基本方針に沿って、各種土地利用関係法令等の的確な運用を図り、適正かつ合理的な土地利用に努めるとともに、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため適切な土地対策を講じる。

1 土地利用の規制・誘導

(1) 市街化区域における対策

市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域であることにかんがみ、住宅地、商業地及び工業地を適正に配置し、用途地域の効果的な運用により土地利用の純化を図り、住工混在化等に起因する公害の防止に努める。

特に住宅系地域については、公害の防止を図り、緑豊かな安全かつ良好な住環境に資するため、下水道、公園・緑地等の都市施設の整備充実を図る。

(2) 市街化調整区域における対策

市街化調整区域は、原則的に市街化を抑制すべきことにかんがみ、開発許可制度等の運用にあたっては、内陸部などに残されている優良農地や緑豊かな丘陵が無秩序な開発によって蚕食されることのないよう、自然環境の保全に十分配慮する。

また、集落及びその周辺区域の土地利用を整理し、環境の保全が図られるよう、市町及び住民組織が策定する土地利用計画に基づく開発許可制度等の運用を図る。

(3) 工場の集団化

住工混在地区における工場の集団化・移転については、主に中小企業の工場等の集団化事業を西宮浜等で実施しており、公害防止等に寄与してきた。今後も引き続きこれらを促進するとともに、環境事業団の建設譲渡事業及び資金貸付事業の活用、中小企業事業団の活用等により、産業の適正配置を促進し、生産環境と生活環境の調和した土地利用を進める。